

## グローバル投資強化ファシリティ（サステナビリティ推進ウインドウ）

### 実施要領骨子

1. 対象案件（一般業務勘定）：  
地球環境保全に資する以下の案件
  - （1）温室効果ガス等の排出削減に資する案件（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ（モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等）、二酸化炭素回収・削減、その他低炭素技術・素材等）
  - （2）その他地球環境保全目的に資する案件（大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理、海洋プラスチック問題対応等）
  - （3）資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件  
但し、地球環境保全目的に資する非化石エネルギー源を対象とする案件に限る。
2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定。）
3. 融資割合：
  - （1）上記1.（1）及び（2）の案件は、協調融資総額の6割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの。以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の7割以下）
  - （2）上記1.（3）の案件は、協調融資総額の7割以下（但し、国内貸については6割以下）
4. 出融資保証契約調印期限：2025年6月末日
5. その他条件：個別に決定。